

亀山市告示第75号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行等に伴い、平成29年亀山市告示第76号の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

「亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」に、「第13条に規定する」を「第13条の」に、「別表第6の2」を「別表第6の5の表」に、「同表の3に規定する」を「別表第6の6の表の」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「同表の4に規定する法第2条第3号」を「別表第6の7の表の法第2条第1項第3号」に、「同表の2」を「別表第6の5の表」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改める。

第1中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、第1の2の次に次のように加える。

3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

第2中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、第2の1の（2）中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、第2の1の（2）の次に次のように加える。

（3）評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第2の2中「については（3）」の次に「又は（4）」を加え、第2の2の（3）の次に次のように加える。

(4) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3中「第2条第3号に規定する基準」を「第2条第1項第3号に規定する基準」に改め、第3の1の(2)中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、第3の1の(4)中「法第2条第3号に規定する」を削り、第3の1の(4)の次に次のように加える。

(5) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3の2の(3)及び(4)中「該当する」を「掲げる」に改め、第3の2の(4)の次に次のように加える。

(5) 1 (5) に掲げる書面

第4中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改める。

第5中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

附 則

この告示は令和3年4月1日から施行する。